18歳になったら選挙に行こう！

― 選挙に参加する権利をもったとき　自ら考え，自ら判断し，行動していく ―

日本国内に住んでいる

いいえ → 留学中など → 「**在外投票ができます**」（地方選挙は除く）
※ 詳しくは，選挙管理委員会事務局へ問い合わせてください。

はい ↓

今住んでいるところに「**住民票**」がある

いいえ → 以前住んでいた「**呉市**」に「**３ヶ月以上**」住民票を置いている
※市の選挙は，市外へ転出すると選挙権がなくなるため投票できません。
また，県の選挙は県外へ転出すると選挙権がなくなるため投票できません。

はい ↓

告（公）示日の前日の時点で，今住んでいるところに「**３ヶ月以上 」住民票**を置いている

いいえ → 以前住んでいた「**呉市**」に「**３ヶ月以上**」住民票を置いている

はい → 「**不在者投票ができます 」**

いいえ → 以前住んでいた市区町村の「選挙管理委員会」に問い合わせてください。

はい ↓

「**投票日当日**」に投票に行くことができる

はい → 投票日当日に「**投票所で投票ができます**」

いいえ ↓

期日前投票期間中「**呉市**」に滞在している

いいえ → 「**不在者投票ができます 」**

はい → 期日前投票期間中に「**期日前投票所で投票ができます**」

「**不在者投票ができます 」**

1 投票用紙等を請求してください。
- 「不在者投票宣誓書兼投票用紙等請求書」を「呉市」のＨＰから印刷する。
- 必要事項を記入する。
- 「呉市選挙管理委員会事務局」に郵送する。

※マイナポータルからオンライン申請ができます。

2 投票用紙等が届いたら，届いた封筒を持って最寄りの選挙管理委員会事務局へ行き投票する。
※不在者投票証明書用封筒は開封厳禁です。
※投票用紙等の郵送に時間がかかる場合がありますので,早めの手続きをお願いします。

「お知らせハガキ」が 世帯毎に 郵送 で届きます。

※「お知らせハガキ」がなくても選挙人名簿に登録されていれば投票できます。

〒737-0051　呉市中央５丁目１２番２１号
呉市選挙管理委員会事務局　tel：0823-25-3403